

平成21年 9月18日

各 位



会 社 名 株式会社ベンチャーリパブリック
(コード番号：2177 大証ヘラクレス)
所 在 地 東京都港区西麻布四丁目3番11号
代 表 者 代表取締役社長 柴 田 啓
問 合 せ 先 執行役員 管理部管掌 小林一夫
(TEL. 03-6419-2901)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成21年9月18日開催の取締役会において、当社取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本ストック・オプションの発行に関しては、平成21年3月26日開催の第8回定時株主総会において「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」として承認された範囲内で行うものです。

記

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を一層高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価としてストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の名称
第9号新株予約権

- (2) 新株予約権の総数
450個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の総数は45,000株とする。

なお、新株予約権の割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換を行う場合等、その他必要と認められる場合には、当社取締役会の決議により必要と認める株式の数の調整を行

う。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年10月14日から平成31年9月18日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとする。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、または当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合。

(9) 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- ④交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（６）に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
上記（８）に準じて決定する。
- (10) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- (11) その他の新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権行使時に当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合、また乙の権利承継者が権利行使する場合はこの限りでない。
 - ③下に掲げる i ~ vii の一に該当する事由が生じた場合、所定の権利行使期間中といえども、直ちに本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
 - i 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - ii 新株予約権者が所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - iii 新株予約権者が 割当日から 2 年を経過する日までの間に死亡した場合。
 - iv 新株予約権者が当会社から懲戒処分を受けた場合。
 - v (5) の期間を経過したとき
 - vi 新株予約権者が当会社との間の新株予約権割当契約に違反した場合。
 - vii その他当会社との間の新株予約権割当契約の規定により新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合。
 - ④その他の条件は、当会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (12) 新株予約権と引換えに払い込む金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (13) 新株予約権を割り当てる日
平成21年10月13日
- (14) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役	3名	450個

ただし、上記割り当てる新株予約権の数は、割当対象者からの新株予約権の引受けの申込みがあることを条件とし、申込みの数が割り当てる新株予約権の数に満たない場合は、申込みの数をもって割り当てる新株予約権の数とする。

(ご参考：当社取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定に係る日程)

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成21年2月24日
- (2) 定時株主総会決議日 平成21年3月26日

以 上